

平成27年 5月 28日

報道関係者 各位

島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」の「認定申請の受付」開始について

本市では、市内の優れた特産品を認定する制度「島原市特産品認定制度 島原スペシャルクオリティ」を実施しています。

このたび、第7期となる「認定申請の受付」を次の通り開始しましたので、お知らせします。

1 認定の対象となる特産品について

◎対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

◎申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方

2 申請方法について

◎申請期限

6月8日（月）まで

◎申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参

※申請書等は、しまばらブランド営業課窓口に設置又は島原市 HP からダウンロード可

3 審査について

認定審査会は、島原市特産品認定委員会によって実施。6月18日（木）開催予定

審査は、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します

4 その他

詳細については、島原市公式ホームページに掲載しています

島原市 HP <http://www.city.shimabara.lg.jp/>

トップページ「新着情報欄」に掲載。

＝添付資料＝

- ・島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

産業部 しまばらブランド営業課（担当：松崎）
〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327
TEL 0957-68-5487 FAX 0957-68-1232
E-mail brand@city.shimabara.lg.jp

平成27年度 Ⅱ第7期Ⅱ
島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」にかかる
特産品認定申請の募集について

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行います。

1 認定の対象となる特産品について

対象となる特産品

- ① 農水産物： 島原市内で生産されたもの
- ② 加工品・工芸品： 市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

申請期限 平成27年 6月 8日(月) まで

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

※申請書等は、しまばらブランド営業課に設置又は島原市 HP からダウンロードできます。

3 審査について

(1) 事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者はご協力ください。

(2) 本審査

- ・申請者は、審査会に出席し、「特産品の試食・商品説明」などを行っていただきます。
- ・食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・審査は、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。
- ・本審査は平成27年 6月 18日(木)開催予定です。詳細については申請者に後日通知します。

4 認定について

- (1) 認定期間は、約3年強です。(今回の認定期間は平成31年3月31日まで)
- (2) 認定品については、申請者に対して認定証を交付します。
- (3) 認定した特産品については、公表します。
- (4) 認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。
- (5) 認定品については、情報発信、PR、販路拡大の支援を実施します。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 しまばらブランド営業課(旧名称 物産流通グループ)

Tel.0957-68-5487 Fax.0957-68-1232

電子メール brand@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎

■島原スペシャルクオリティのホームページができました。

URL <http://www.shimabara-sq.com/> 「島原スペシャルクオリティ」で検索